

令和5年(2023年)6月15日

八王子市長 石森 孝志 様

八王子市男女共同参画苦情処理委員会
委員長 山田 昌弘

八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが及ぼす
男女共同参画の推進への妨げの有無について(答申)

令和5年(2023年)5月17日付5八推参第132号により諮問のありました
「八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが男女共同参画の推進に逆行しているものである」という苦情申出について、下記のとおり答申します。

記

【結論】

八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターは男女共同参画に逆行すると判断することはできず、撤去(撤回)の必要はない。

【理由】

- ・かわいい容姿や美しさは女性だけのものではなく、男性の社会参加の1つの在り方であり、そういった意識も高まり、ジェンダーのボーダレス化は思った以上に進んでいる。それを鑑み、ポスターに起用された人物は、女性ということではなく、一般の人々に訴えうる個人的な能力、容姿かつ印象、つまり、タレントとして起用したと考えることが妥当である。
- ・内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」にある「アイキャッチャーとして女性を起用する」とは、女性の性的な身体的特徴を過度に強調するものと解釈するが、このポスターにおけるポーズ、服装などは一般的に性的な対象であることを喚起させるような特徴が明らかだとは言えない。

【参考】

- ・申出内容において「このような姿、かたちの候補者の立候補する懸念」及び「「てか、選挙いくっしょ」の言葉遣い」については、男女共同参画推進という観点で問題とすべきものではないため、本委員会で判断するものではない。

【付帯意見】

- ・選挙管理委員会に女性がいないことは男女共同参画推進の観点からは問題であり、男女比をなるべく近づけるよう要望する。